

鳥取市国内交流補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、鳥取市補助金等交付規則（昭和42年鳥取市規則第11号。以下「規則」という。）の規定に基づき、鳥取市国内交流補助金（以下「本補助金」という。）の交付について、規則に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(交付目的)

第2条 本補助金は、全国各地にある鳥取市と縁のある地域との交流や、鳥取市に縁のある伝統芸能を継承している地域との交流事業を支援することにより、交流人口の増加及び様々な分野での交流の促進を図り、地域の活性化及び全国への地域情報の発信に資することを目的として交付する。

(補助対象事業)

第3条 本補助金の対象となる事業（以下「補助事業」という。）は、別表の第1項に掲げる事業とする。

(補助対象者)

第4条 本補助金の対象となる者は、別表の第2項に掲げる者とする。

(補助金の額の算定)

第5条 本補助金の額は、別表の第3項に掲げる経費（以下「補助対象経費」という。）の額（仕入控除税額（補助対象経費に含まれる消費税及び地方消費税に相当する額のうち、消費税法（昭和63年法律第108号）に規定する仕入れに係る消費税額として控除できる部分の金額と、当該金額に地方税法（昭和25年法律第226号）に規定する地方消費税率を乗じて得た金額の合計をいう。以下同じ。）を除く。）から、当該補助事業に伴う収入（本補助金及び当該補助事業実施に伴う他市町村からの補助金等を除く。）の額を控除した額に、同表の第4欄に定める率を乗じて得た額（同表の第5欄に定める額を限度とする。）以内で算定し、予算の範囲内で交付する。

2 鳥取県産業振興条例（平成23年12月鳥取県条例第68号）の趣旨を踏まえ、補助事業の実施にあたっては、県内事業者への発注に努めなければならない。

(交付申請の時期等)

第6条 本補助金の交付申請は、補助事業に着手する45日前までに提出するものとする。

2 規則第4条の申請書に添付すべき同条第1号及び第2号に掲げる書類は、それぞれ様式第1号及び様式第2号によるものとする。

3 本補助金の交付を受けようとする者は、交付申請に当たり、仕入控除税額が明らかでないときは、前条第1項の規定にかかわらず、仕入控除税額を含む補助対象経費の額から当該補助事業に伴う収入（本補助金及び当該対象事業実施に伴う他市町村からの補助金等を除く。）の額を控除した額に補助率を乗じて得た額（以下「仕入控除税額を含む額」という。）の範囲内で交付申請をすることができる。

4 市長は、前項の規定による申請を受けたときは、前条第1項の規定にかかわらず、仕入控除税額を含む額の範囲内で交付決定をすることができる。この場合において、仕入控除税額が明らかになった後、速やかに、交付決定に係る本補助金の額（変更された場合は、変更後の額とする。以下「交付決定額」という。）から当該仕入控除税額に対応する額を減額するものとする。

(着手届を要しない場合)

第7条 規則第10条第1項第3号の市長が別に定める場合は、同条第1号又は第2号に規定する補助事業以外のすべての補助事業に係る場合とする。

(承認を要しない変更)

第8条 規則第9条第1項の市長が別に定める変更は、別表の第6項に定めるもの以外の変更とする。

2 前条第1項の規定は、変更等の承認について準用する。

(実績報告の時期等)

第9条 規則第12条の規定による報告は、次に掲げる日のいずれか早い日までに行わなければならない。

(1) 補助事業の完了又は中止若しくは廃止の日から20日を経過する日

(2) 補助事業等の完了予定年月日の属する年度の翌年度の4月10日

2 規則第12条の報告書に添付すべき同条第1号及び第2号に掲げる書類は、それぞれ様式第1号及び様式第2号によるものとする。

3 本補助金の交付を受ける者(以下「補助事業者」という。)は、実績報告に当たり、その時点で明らかになっている仕入控除税額(以下「実績報告控除税額」という。)が交付決定額に係る仕入控除税額(以下「交付決定控除税額」という。)を超える場合は、補助対象経費の額からその超える額を控除して報告しなければならない。

4 補助事業者は、実績報告の後に、申告により仕入控除税額が確定した場合において、その額が実績報告控除税額(交付決定控除税額が実績報告控除税額を超えるときは、当該交付決定控除税額)を超えるときは、様式第3号により速やかに市長に報告し、市長の返還命令を受けて、その超える額に対応する額を市に返還しなければならない。

(雑則)

第10条 規則及びこの要綱に定めるもののほか、本補助金の交付について必要な事項は、企画推進部長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、平成30年4月12日から施行し、平成30年度事業から適用する。

(新型コロナウイルス感染症対策のための特例)

2 令和7年3月31日までの間、別表中「同一事業年度における派遣及び受入が実施されるもの又は一の事業年度における派遣若しくは受入の一方が実施されるとともに当該事業年度の翌々年度以内にその他方が実施されるもののいずれかに限る」とあるのは、「交流は、派遣、受入又は遠隔交流(ライブ配信、ビデオメッセージ交換その他の遠隔地との交流をいう。以下同じ。)により実施するものとし、一の事業年度から当該事業年度の翌々年度以内において派遣及び受入をそれぞれ1回、遠隔交流を2回(同一内容でないと確認できる場合に限る。)又は遠隔交流及び派遣若しくは受入をそれぞれ1回実施するものに限る」と読み替えるものとする。

附 則

この要綱は、令和元年7月12日から施行し、令和元年度事業から適用する。

附 則

この要綱は、令和2年12月1日から施行し、令和2年度事業から適用する。

附 則

この要綱は、令和4年4月11日から施行し、令和4年度事業から適用する。

附 則

この要綱は、令和7年4月8日から施行し、令和7年度事業から適用する。

別表（第4条、第8条関係）

1 補助事業	鳥取県外の地域及び民間団体と国内相互交流を図る事業のうち、次に該当するもの。ただし、同一事業年度における派遣及び受入が実施されるもの又は一の事業年度における派遣若しくは受入の一方が実施されるとともに当該事業年度の翌々年度以内にその他方が実施されるもののいずれかに限る。 (1) 新たな交流先と交流を行う事業 (2) 中断していた交流先との交流を再開する事業 (3) 既存の交流先との交流分野を拡大する事業 (4) 鳥取県に縁のある伝統芸能を継承している地域との交流事業 (5) 新たな国内交流先を模索するための初期活動事業
2 事業実施主体	次の各号のいずれかに該当するもの。ただし、同一年度内では、1事業実施主体につき、1事業のみを補助対象とする。 (1) 市内に活動拠点を有する民間団体 (2) 市内に活動拠点を有する民間団体若しくは市町村又は複数の市町村が主体となって構成する実行委員会等（以下「実行委員会等」という。）により構成されるグループ。ただし、市町村のみ及び実行委員会等のみで構成されるグループを除く。
3 補助対象経費	旅費、謝金、委託費（県内事業者が実施したものに限る。ただし、県外での事業実施など止むを得ない事情で県内事業者への発注が困難と市が認めた場合については、この限りでない。）、使用料等、その他補助事業を実施するために必要と市が認める経費。ただし、人件費、食糧費（事業実施に必要不可欠なものは除く）、備品の購入費は対象としない。
4 補助率	1／2
5 限度額	500千円
6 重要な変更	(1) 本補助金の増額を伴うもの (2) 交付目的に特に影響を及ぼすと認められる内容の変更

〇〇年度鳥取市国内交流補助金 事業計画（報告）書

1 申請者

申請者氏名 (団体の場合は、団体名及び代表者名)	
住 所 (所在地)	
連絡先	

※別表の第2項第2号に該当する事業実施主体の場合は、裏面を記入してください。

2 事業の概要

事業の名称		
事業の目的		
事業概要	(①実施予定日、②対象者、参加(予定)人数、開催場所、事業概要等を記載してください。)	
翌年度の事業予定	(①交流の将来像、②翌年度の計画(予定)等を記載してください。)	
他の補助金の活用の有無	有 無	※「有」、「無」のいずれかに○をしてください。 ※「有」の場合は、活用する補助金名やその事業内容、当該補助金に係る問い合わせ先(補助金を所管している部署名や団体名及び連絡先)を記載してください。

※申請者の概要及び事業について参考となる資料を添付してください。

(裏面)

グループ構成員一覧表

(枚目／全 枚)

グループの名称	
グループ構成員	
1	氏名（団体場合は、団体名及び代表者名） 住所（所在地） 連絡先
2	氏名（団体場合は、団体名及び代表者名） 住所（所在地） 連絡先
3	氏名（団体場合は、団体名及び代表者名） 住所（所在地） 連絡先
4	氏名（団体場合は、団体名及び代表者名） 住所（所在地） 連絡先
5	氏名（団体場合は、団体名及び代表者名） 住所（所在地） 連絡先
6	氏名（団体場合は、団体名及び代表者名） 住所（所在地） 連絡先
7	氏名（団体場合は、団体名及び代表者名） 住所（所在地） 連絡先
8	氏名（団体場合は、団体名及び代表者名） 住所（所在地） 連絡先

様式第2号（第6条、第9条関係）

〇〇年度鳥取市国内交流補助金収支予算（決算）書

(収入の部)

(単位：円)

科 目	予 算 額	決 算 額	差引増減額	摘 要
合 計				

※収入の内訳を具体的に明記すること。

(支出の部)

(単位：円)

科 目	予 算 額	決 算 額	差引増減額	摘 要
合 計				

年 月 日

様

職 氏 名 印

〇〇年度鳥取市国内交流補助金仕入控除税額確定報告書

鳥取市国内交流補助金交付要綱第9条第4項の規定に基づき、下記のとおり報告します。

記

- 1 補助金の確定額及び補助対象経費の額
 - (1) 補助金の確定額 金 円
 - (2) 補助対象経費の額 金 円
(年 月 日付 第 号による通知額)
- 2 実績報告控除税額
(交付決定控除税額が実績報告控除税額を超えるときは、交付決定控除税額)
金 円
- 3 消費税及び地方消費税の申告により確定した仕入控除税額
金 円
- 4 補助金返還相当額（ $3 - 2 > 0$ の場合）
 $(3 - 2) \times 1 \text{の}(1) / 1 \text{の}(2)$ 金 円
(注) 別紙として積算の内訳を添付すること。